

令和 6 年 12 月 13 日
不動産・建設経済局建設業課

建設業の価格転嫁、ICT 活用、技術者専任合理化について、 新制度の導入に際して詳細を定めました

～「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」等を施行～

第 213 回国会において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）」の改正規定のうち、本日から施行する一部規定について、具体の要件や運用の詳細を定めるため、各種省令・ガイドラインを整備しました。

1. 概要

建設業の担い手確保に向けて、改正法が令和 6 年 6 月 14 日に公布されました。改正法の規定のうち、価格転嫁、ICT 活用、技術者専任合理化等に関する一部規定は本日 12 月 13 日から施行されること、これらの規定の運用の詳細を定めるため、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「施行規則」という。）等の一部を改正するとともに各種ガイドラインを整備しました。

※ 各種ガイドラインについては、下記 URL をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

2. 本日から施行される主な内容

※建設業法：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、入契法施行規則：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和 6 年国土交通省令第 105 号）

（1）契約書の法定記載事項の追加（建設業法第 19 条第 1 項第 8 号）

建設工事の請負契約書に、「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」を記載しなければならないこととなります。

（2）価格転嫁協議の円滑化に関する通知ルール

（建設業法第 20 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、施行規則第 13 条の 14 及び第 13 条の 15）

建設業者は、請負代金・工期に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約締結前にその旨を必要な情報とともに注文者に通知する義務が課せられることとなり、当該事象が実際に発生したことを受けて建設業者が契約変更を申し出た際には、注文者はその協議に誠実に応じる努力義務が課せられることとなります。

なお、通知が必要となる事象について施行規則において規定するとともに、建設業法令遵守ガイドライン等に具体の運用のあり方を記載しております。

(3) 建設業者の処遇確保義務（建設業法第 25 条の 27 第 2 項）

建設業者は、雇用する労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づいて、適正な賃金の支払をはじめとした措置を効果的に実施するよう努めなければならないこととなります。

(4) 情報通信技術の活用に関する努力義務規定の創設

（建設業法第 25 条の 28、入契法第 16 条）

建設業における担い手の確保が喫緊の課題となる中、現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業の ICT 化が不可避となっている状況を踏まえ、特定建設業者及び公共工事の受注者は、ICT を活用した現場管理や、ICT の活用に係る下請負人に対する指導に努めなければならないこととなります。また建設業者等の取組の参考とするため、指針（ICT 指針）を公表しました。

(5) 監理技術者等の専任義務に係る合理化・営業所技術者等の職務の特例

（監理技術者等：建設業法第 26 条第 3 項、施行規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3

営業所技術者等：建設業法第 26 条の 5、施行規則第 17 条の 5 及び第 17 条の 6）

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術の利用により工事現場の状況の確認ができる等の場合には、政令で定める金額・現場数の範囲で兼任が可能となった^{*}ところ、施行規則において、兼任が認められる要件を以下のとおり定めることとしました。なお、運用詳細と留意事項は監理技術者制度運用マニュアルに記載しています。

- ・ 工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内
- ・ 各建設工事の下請次数が 3 次まで
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）の配置
- ・ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による作成等を含む。）
- ・ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

あわせて営業所に専任しなければならない営業所技術者等についても、同様の措置により専任を要する現場技術者の兼務が可能となります。

※建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 366 号）参照

(6) 公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化

（入契法第 15 条第 2 項、入契法施行規則第 2 条）

公共工事の受注者は、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる措置（建設キャリアアップシステムの利用など）を講じた場合、発注者への施工体制台帳の写しの提出を要しないこととなります。

【お問合せ先】

不動産・建設経済局建設業課

黒田、吉開、福里

〃 入札制度企画指導室

酒井、大湯、近藤

TEL: 03-5253-8111（内線 24756, 24754）

直通: 03-5253-8277